

疾第1226-1号
令和4年8月18日

各 市 町 村 長 様
(がん対策主管課)

埼玉県保健医療部長 山崎 達也
(公印省略)

男性用トイレ及び多目的トイレへのサンタリーボックス設置推進
について (依頼)

日頃、保健医療行政の推進に御協力いただきお礼申し上げます。

埼玉県では、第3次埼玉県がん対策推進計画の全体目標の一つに「尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」を挙げ、がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境の整備を目指しています。

この目標を実現するための取組みの一つとして、前立腺がんの手術等の影響により尿漏れパッドを使用する方に配慮するため、男性用トイレ等へのサンタリーボックスの設置を働き掛けることとしました。

つきましては、貴市町村施設の男性用トイレ等へのサンタリーボックスの設置を御検討くださいますようお願いいたします。

なお、県が県庁舎等管理者宛てに通知した依頼文を参考に添付します。

担当：疾病対策課 がん対策担当 増田
電話：048-830-3599

管財第1030号
令和4年3月22日

各部局主管課長 様

総務部管財課長

県有施設の男性用トイレ及び多目的トイレ（身障者用等の多機能トイレ）の
サニタリーボックス設置推進について（依頼）

日頃、庁舎の維持管理に御協力をいただきお礼申し上げます。

県議会令和4年2月定例会において、県有施設の男性用個室トイレのサニタリーボックス設置について代表質問が行われ、知事は「まず全ての多目的トイレにサニタリーボックスを設置することを最優先に進める」「施設の実情に応じ、個室のうち少なくとも1か所はサニタリーボックスが設置できるよう取り組む」「『サニタリーボックスあります』という表示も検討する」と答弁しました。

つきましては、貴部局所管施設の多目的トイレにサニタリーボックスを設置していない場合、速やかに設置して下さるようお願いいたします。また、男性用個室トイレに設置していない場合は、トイレ内の少なくとも1か所の個室に設置することとし、どの個室に設置したかわかるような表示も行ってください。

なお、下記のとおり参考資料を添付しますので、事務の参考としてください。

記

- 1 令和4年2月3日付け管財第911号によるサニタリーボックス設置調査結果
- 2 本庁舎男性用個室トイレに設置したサニタリーボックス及び表示写真
- 3 県議会令和4年2月定例会代表質問の答弁書

※1は、添付を省略します

総務・庁舎管理担当 手塚、中神

内 線 2589、2601

電子メール a2580-02@pref.saitama.lg.jp

【添付資料 2】本庁舎男性用トイレのサニタリーボックス及び表示の写真

- ①男性用トイレ1か所につき、少なくとも1か所の個室にサニタリーボックスを設置
- ②どの個室にサニタリーボックスがあるかわかるよう表示を行う。



サニタリーボックスの表示文

「尿漏れパッドを捨てる際は
ビニール袋に密閉してください」

【添付資料 3】 令和4年2月定例会 関係質問及び答弁要旨

【質問要旨】

尿もれパッドはどこへ

- ・ 県有施設の男性用個室トイレへのサンタリーボックスの設置状況
- ・ まずは県有施設の男性用個室トイレへの設置を進めていただきたい。
- ・ 市町村や不特定多数の県民が利用する施設にも働きかけるなど、県は率先してこの問題に取り組むべきと考えるが所見を伺う。

【答弁要旨】

次に、「尿もれパッドはどこへ」のお尋ねのうち、県有施設の男性用個室トイレへのサンタリーボックスの設置状況についてでございます。

がん患者が適切な医療や支援により社会とのつながりを維持し、生きる意欲を持ち続けるような社会をつくるためには、県有施設の管理者としてもきめ細やかな配慮をすべきと改めて議員の御質問に考えさせられました。

前立腺がんで前立腺全摘除術を受けた直後には多くの患者さんが尿漏れを経験しますが、その多くは数か月から半年後までには日常生活に支障がない程度に回復をしています。

一方、半年を過ぎても尿漏れが続き、その後も症状が改善しない患者さんもおられるとのことです。

議員お話しのとおり、トイレにサンタリーボックスがあれば使用済みのパッドを持ち帰らずに廃棄できるため、安心して外出をすることができます。

県ではサンタリーボックスの有無について一般の県民の方が利用する県の施設225か所の調査を行いました。

そのうち、男性が利用できる多目的トイレにサンタリーボックスが設置されていたのは158か所、男性用個室トイレに設置をされていたのは31か所でございます。

次に、県有施設の男性用個室トイレへの設置についてでございます。

パッドの交換には男性用個室トイレに比べ、多目的トイレの方が広さに余裕があり、より多くの方の利用が見込まれます。

まずは、全ての多目的トイレにサンタリーボックスを設置することを最優先に進め、多目的トイレであればサンタリーボックスがあるということも周知に努めていきたいと思えます。

多目的トイレ以外の全ての男性用個室トイレについても、サンタリーボックスを置くのが理想と考えますが、スペースが狭く設置が困難な場合もございます。

施設の実情に応じ、個室のうち少なくとも1か所はサンタリーボックスが設置できるよう、取り組んでまいりたいと思えます。

併せて、設置されている個室を利用者がすぐに見つけることができるよう、例えばでありますけれども、「サンタリーボックスあります」といった表示についても検討したいと思えます。

次に、県のこの問題への取組についてでございます。

サンタリーボックスの設置は、施設側にとっても衛生管理の面でのメリットがあります。

このため、がん診療の専門家やがん経験者などで構成されている県がん対策推進協議会などの場において、様々な立場からの御意見をお伺いしながら、市町村や不特定多数の方が利用する特定建築物の所有者等に働き掛けを行ってまいりたいと思っております。

疾第1226-2号
令和4年8月18日

特定建築物 所有者・維持管理権原者 様

埼玉県保健医療部長 山崎 達也
(公印省略)

男性用トイレ及び多目的トイレへのサンタリーボックス設置推進
について（依頼）

日頃、保健医療行政の推進に御協力いただきお礼申し上げます。

埼玉県では、第3次埼玉県がん対策推進計画の全体目標の一つに「尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」を挙げ、がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境の整備を目指しています。

この目標を実現するための取組みの一つとして、前立腺がんの手術等の影響により尿漏れパッドを使用する方に配慮するため、男性用トイレ等へのサンタリーボックスの設置を働き掛けることとしました。

つきましては、以下の配慮事項に留意の上、設置に向け御検討くださいますようお願いいたします。

記

設置にあたっての配慮事項

(1) 別添の「県庁本庁舎男性用トイレのサンタリーボックス及び表示の写真」を参考に、各々の施設の実情に適した形での実施を御検討ください。

なお、県の県有施設に対する考え方は以下のとおりです。

- ① まず全ての多目的トイレにサンタリーボックスを設置することを最優先に進める。
- ② 施設の実情に応じ、個室のうち少なくとも1か所はサンタリーボックスが設置できるよう取り組む。
- ③ 「サンタリーボックスあります。」という表示も検討する。

(2) 衛生上の配慮事項

サンタリーボックスの管理は定期的に行う。

また、清掃従事者に対し、サンタリーボックスの清掃時の留意点（感染防止等のための手袋の着用など）について、適切な指導を行う。

担当：疾病対策課 がん対策担当 増田
電話：048-830-3599

県庁本庁舎男性用トイレのサニタリーボックス及び表示の写真



サニタリーボックスの表示文
「尿漏れパッドを捨てる際は
ビニール袋に密閉してください」